令和3年12月16日開催 静岡県森林審議会(林地保全部会)議事録

審議事項:林地開発許可について

令和4年1月9日

### 議事録署名人 ●●●● )

事務局	定刻となりましたので、令和3年度静岡県森林審議会第3回林地保
(水野班長)	全部会を開催します。
	森林保全課の水野です。よろしくお願いします。
	本日は、本年6月24日に開催しました森林審議会林地保全部会にお
	いて継続審議となりました個別諮問案件2件の御審議をお願いいたし
	ます。
	それでははじめに、宮崎森林保全課長から御挨拶申し上げます。
事務局	(挨拶)
(宮崎課長)	
事務局	次に、議長の選任に移りたいと思います。
(水野班長)	例規集にございます「静岡県森林審議会林地保全部会運営規程」第6
	条に基づき、吉﨑部会長に議長をお願いしたいと思います。
	吉﨑部会長、よろしくお願いします。
吉﨑議長	今日の案件も、前回の審議で慎重に、継続審議にしたいということで
	今日に至ったというように承知しております。本日もいろいろな状況
	の説明があるかと思いますので、継続審議にはなりますが、重要な案件
	ですし、委員の皆さんの御意見を聞きながら進めてまいりたいと考え
	ているのでご協力をお願いします。
	まず、傍聴者の有無について、事務局から報告してください。
事務局	本日は、3名の傍聴者がおります。公開、非公開を分けて御審議をお
(水野班長)	願いいたします。
吉﨑議長	それでは事務局から報告がありましたとおり、本日は傍聴者がいら
	っしゃいますので、少し審議が前後することがあるかもしれませんが、
	公開、非公開を分けて審議を進めたいと思いますのでよろしくお願い
	いたします。
	傍聴者の方にお願いしたいこととしては、傍聴者は傍聴要領を遵守
	し、静粛に傍聴していただくようお願いします。発言、拍手その他の方
	法により、何らかの意思の表明等があった場合は退席していただくこ
	ともあると思いますのでよろしくお願いします。

	また、審議中の写真撮影、録画、録音等につきましても、行わないよ
	うお願いします。
	はお、本日の審議内容には、一部公開できない情報が含まれていま 
	す。その部分の説明及び審議に際しましては、傍聴者の皆様には、いっ
	たん退席していただきますので、あらかじめ御承知おきください。
	それでは、事務局から資料の確認及び定足数について報告してくだ
	さい。
事務局	まず、資料の御確認をお願いします。
(水野班長)	6月の林地保全部会の際、皆様に、ピンク色のファイルの「令和3年
	度第一回静岡県森林審議会林地保全部会 資料」と、水色のファイルの
	「例規集」をお送りしてございます。
	また、それらのファイルとは別に、本日の次第や、追加資料を綴った
	黄色のファイルをお送りしています。
	資料について、お手元にございますか。
	よろしいようでしたら、次に定足数の報告をいたします。
	本日は、委員7名に御出席いただいており、静岡県森林審議会運営規
	程第3条の半数以上という成立要件を満たしていることを報告しま
	す。
吉﨑議長	本日は、継続審議となっている個別諮問案件が2件とのことです。委
	員の皆様には、積極的な御発言と、審議の円滑な進行に御協力をお願い
	します。
	なお、本日の議事録の署名ですけれども、お忙しいところ恐縮です
	が、●●委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。
●●委員	はい。承りました。
吉﨑議長	ありがとうございます。それではよろしくお願いします。それでは続
	きまして、非開示情報の取り扱いについて事務局から説明をお願いい
	たします。
事務局	委員の皆様に、非開示情報について御説明いたします。
(水野班長)	例規集のインデックス 11 番「静岡県森林審議会林地保全部会におけ
	る情報提供実施要領」第2の2をご覧ください。そちらに記載のあると
	おり、申請者の事業活動情報、例えば所要経費、それから申請者が、現
	に取組を実施している地元住民などとの合意形成活動に係る具体的な
	内容、あるいは、希少野生生物の生息情報などは、非開示情報に該当し
	ますので、公開審議での発言の際には、十分御配慮いただきますようお
	願いします。
吉﨑議長	それでは、今回の議案の審議に移ります。事務局から説明してくださ

	T.
	l,°
事務局	まず、黄色のファイルの3ページ目、A4 横の議案・林地開発許可に
(水野班長)	ついて(個別諮問)を御覧ください。
	今回、継続審議をお願いする個別諮問案件2件につきましては、いず
	れも開発目的が「太陽光発電施設の設置」であり、計画箇所は、下田加
	増野と、下田市横川となっておりますが、先ほども説明のあったとお
	り、実際には隣接しておりまして、同時期に行われる開発行為となって
	おります。
	このため、6月の林地保全部会においては、2つの案件を一括して説
	明・審議させていただきましたが、今回も同様の取扱いとしてよろしい
	でしょうか。
吉﨑議長	ただいま、事務局から提案がありましたが、委員の皆様、よろしいで
	しょうか。実際は2件の案件ですが、それらは連続しているので、その
	連続した一連のものとして委員の皆様から御意見をいただきたいと思
	います。
	(異議なし)
	では、2件の案件を一括して審議することとします。
	本日、傍聴者もいらっしゃいますので、本日の審議の流れについて確
	認させてください。
	今回審議する案件の詳細説明については、6月に実施済ですので、
	「6月部会における審議の概要と補足事項」及び「6月部会からの変更
	点」について、事務局からの説明をお願いし、これらについて質疑応答
	を行いたいと思っております。
	はじめに、公開部分の説明・質疑応答を行い、次に、傍聴者に御退席
	いただき、非公開部分の説明と質疑応答について行います。
	そのあと、傍聴者の皆様に、再度、御入室いただき、審議を継続した
	いと考えております。
	皆様、よろしいでしょうか。
	(了承)
	それでは、事務局から「6月部会における審議の概要と補足事項」及
	び「6月部会からの変更点」のうち、公開部分の説明をお願いします。
事務局	(公開部分に係る説明)
(栗島主任)	
吉﨑議長	公開部分についてただいま事務局から説明をいただいたので、質疑
	応答に移りたいと思います。
	これ以外でも公開部分全体について質問等ある場合は挙手していた

	T
	だき発言をお願いします。
●●委員	いくつか質問があります。1つ目の質問が排水対策についてです。排
	水を強化するのは大変良いことだと思います。その対策について、スラ
	イド③で、法尻に透水性材を使用するということで、このことは排水に
	寄与する一方で、こちらに地下水が集中すると法尻の侵食や崩落を招
	くのではないかとの懸念もあります。法尻の侵食対策や土砂が移動し
	ない構造に対策されているのでしょうか。
事務局	法尻の対策については、パワーポイントの図では示されていません
(栗島主任)	が、基本的に、法尻には排水施設が入ることになります。この排水施
	設については、以前お配りした赤ファイル中の図面のインデックス 1
	の6ページ目のA3図面に青い線が入っています。これが排水施設に
	なります。こちらで、出てきた水を速やかに排除するという形になっ
	ています。流量計算につきましても、法面全体を(流域として)背負っ
	ている形で計算しております。法尻の対策として、基本的には、法面
	保護工として植生基材吹付工が行われることと、法尻の部分に排水施
	設が入りますので、基本的にはそこに水が溜まったり崩れたりするこ
	とはないと考えております。
●●委員	排水施設に透水性のある材料を使うことで、湧水が起こりやすくな
	るのではないかとも感じましたが、侵食の防止に関する対策をしっか
	りやられるようでしたら、それはよろしいかと思います。
	二つ目の質問が、巡視監視体制を新たに作るとの説明をいただきま
	したが、異常があった場合、住民との情報共有も行った方がいいので
	はないかと思います。
	警察に情報提供する話は聞きましたが、異常を発見した後、それを
	速やかに住民とも情報を共有するという体制があると良いのかなと思
	いました。
事務局	このことについて、(異常時の連絡先として)地元と直接関わるとこ
(栗島主任)	ろとしては、市役所、消防、警察と聞いております。
	ただ、その中身というのは、これから具体的になっていく部分もあ
	ると思います。また、特に消防ですと、下田のような地域は、消防団
	が非常に(住民に)近いところで関わっています。市役所もしっかりと
	した情報が入れば、適切な判断ができるのではないかというところで
	す。
	この資料をご覧ください。赤字のところの連絡調整体制ですが、こ
	ちらがしっかりと末端の地元まで伝わるような形で、事業者には検討
	いただけるようにしたいと考えています。

## ●●委員 万が一崩れたという場合、速やかに情報が住民にいくような形で御 検討いただけると良いのかなというように思います。あと、これは質 問ではなくコメントになりますが、施設の安定性が向上するというこ とで、今回、ハード・ソフト両面において再検討いただきました。そ れにより施設の安定性が万全だということを、ぜひ住民の皆さんにも 理解いただくような努力をされた方が良いと思います。 特に熱海の災害がありまして、こういった改変に対する不安が大き くなっていると思うので、それを解消するような努力が必要なのでは ないかと感じました。 ●●委員 今回、熱海のこともあって、慎重にならざるを得ないですが、今日 のこの話の中で、再検証の結果、林地開発許可審査基準に適合してい ることが再確認されたとなっていますが、これをもう少し具体的に説 明をお願いしたいです。 前回の審議と二重の説明になるかもしれませんが、盛土について、 この例規集による審査基準では、基本は15mだと示されています。15m を超える場合にはいろいろな対策を行い、災害が起きないようにする という基準がここにありますが、あくまでも15mを超えた60mの盛土に しなければいけなかったのでしょうか。それから、工事の時期とか、 そういうことについての再検証は無かったのでしょうか。原則は15m なのに、なぜそれを超えて、高盛土を作らなければならなかったの か、工法としてはどうしてこのような方法を選ばなければいけなかっ たのか、そういう再検証は事業者から特になかったですか。 事務局 今回の再検証に関しては、15m超の盛土が危険であるということで (栗島主任) あればそれを見直すこともあり得ましたが、当初の設計のコンセプト からして、発電量を確保するために一定の平場、緩い法面が欲しいと いうことで、こういった構造にしないと事業的になかなか厳しいとい う前提でこの設計をスタートしているので、基本的にはこれを抜本的 に見直してはいません。安全性に関して見落としていること、具体的 にはエラーですとか、設計としての不足が基準と見比べたときに無い かについて、安定計算書、土質調査の結果を見ながら、漏れがないか ということを再確認したという形です。 ●●委員 するとこれは事務局の方でそういう盛土のこと、工法とか、擁壁、 法面保護、排水施設も含めて細かくいろいろと書いてありますが、こ

ことでよろしいでしょうか。

れについてはすべてチェックをされて、その基準には、適合している、もしくは安定は確保されているというように、解釈されるという

事務局	はい。基本的には申請者がこれでいいといったものに対して、我々
(栗島主任)	の審査が次に入りますので、その基準に則って審査し、基準適合とい
	う判断をしているということになります。
●●委員	その上で、●●委員からの質問のように、排水の部分、つまり堰堤
	に水がたまると圧がかかるので、下流に出ていく水の量を調節すると
	いう理解で良いでしょうか。
事務局	この調整池という施設につきましては、(開発前は)森林にたまった
(栗島主任)	水がゆっくり出てくるところ、開発すると、一気に出てくるのを緩和
	します。基準的に言うと、0.6のものが0.9出てきてしまうということ
	になるので、それを一時的にここ(調整池)で貯めて、ゆっくり出すと
	いう施設になります。
●●委員	今回の盛土の擁壁から調整地までの間の、水量の変化は基本的にな
	いのでしょうか。
事務局	ここの盛土から調整池までの水量の変化については、表層の変化は
(栗島主任)	基本的にはありません。この出てくる水の量は、基本的に林地開発だ
	と常水や、湧水のすごいものがなければ、表層の降った雨を考えるた
	め、基本的に表層の形状と、降った雨の量の設定を変えなければ、こ
	こに出てくる水の量は変わりません。
●●委員	量というよりも、時間差みたいなものは、起きますか。
事務局	時間差につきましても、0.9というものはほぼ裸地の状態で、一番
(栗島主任)	早く出てくることを想定しています。防災としては、早く出るほうが
	危険になります。
●●委員	要するにその盛土の擁壁に、0.9で水が出てくるわけですよね。そ
	うするとその盛土の擁壁のところ、その縁のところに水が溜まってい
	くわけですよね。その水抜きの、その速度というか、水抜きのスムー
	ズさについて、今回は、検証されたのでしょうか。
	あそこにどんどん溜まっていくとどんどん水圧がかかって来ると思
	いますけど、基本的には溜まらないように計算をして、調整池まで導
	くという考えでよろしいですか。
事務局	はい。
(栗島主任)	
●●委員	調整池から、場外に出ていく水の量と速度についても、下流の農地
	に影響を及ぼすことは、今のところ考えられないと思ってよろしいで
	すか。
事務局	そうですね、基本的なルールとするのが、下流の流下能力に応じた
(栗島主任)	量で、この調整池の穴「オリフィス」から、水を放流するという設計

	になるので、増えた分は抑えることになります。さらに、下流の河川
	のネックポイントがありますので、そこで溢れないように、この現場
	で増えた量が溢れないように設計されています。基準の降雨の範囲で
	あれば、下流の流量が増えるという問題はありません。
吉﨑議長	他に委員の皆さんからこの公開の内容についての質問等ございませ
	んか。
	緑化の件は皆さんいかがですか。なかなか難しくて、災害の防止を
	優先しようと思うと、いかに裸地部分を早く緑で被覆し、雨による侵
	食を防止するかということを優先することになるので、今の日本の緑
	化の方法ですと、どうしてもある程度外来種を使って最初に表面を被
	覆し、雨による侵食を抑えるということを、優先せざるを得ない部分
	もあるかと思っております。
	ただ一方では、国立公園とか国定公園とかといった自然公園の中、
	もしくはその周囲のところで、環境保全を優先しなければいけないよ
	うなところでは、極力在来種を使って、緑化をしていくことを優先す
	る、もしくは在来の種子を、優先的に入れていって緑化をすることに
	なります。
	今回の場所というのは特に国立公園の特別地域とか国定公園のよう
	な自然公園ということではないので、ある程度、この外来種の利用
	は、やむを得ない部分もあると思っていますが、一方で、この林地開
	発許可基準の中に、災害の防止、水害の防止、環境の保全、水の確保
	というのが入っていて、災害の防止と環境の保全という、両方を考え
	る上での外来種の適用をどう考えるのか、ということになるかと思い
	ます。その辺について、委員の皆さん、何か御意見等があればお聞か
	せください。
●●委員	私が一番心配するのは、ここに国産種子を極力優先して使用すると
	書いてありますが、実際に、そのように努力をしていただけるのでし
	ょうか。理想として考えはあるものの、実際に、それが実現するよう
	に努力していただけるのかという点が重要と思いますが、いかがでし
	ょう。
事務局	書いてあるとおりです。聞き取ったとおり、極力皆様に伝えるよう
(栗島主任)	にしていまして、国産種子を極力優先して使用という回答をいただい
	たので、その努力は当然していただけるものと思っております。
	ただ、それ(国産種子)について、仮に近場で調達できず、特定の時
	期に緑化したいとなったときに、外国産種子が入らざるを得ないとい
	う際は、そちらを選択する可能性も残しています。極力と付いている

	ので、努力はしていただけると思っています。
●●委員	●●委員から緑化に関して、シカ対策の御質問も前回いただいてお
	ります。先ほど、パネルの下は、草本植生を目標にすると説明があり
	ましたが、シカ対策はどうなるのでしょうか。敷地内に入れないよう
	になるのでしょうか。
事務局	資料がないか確認します。持ち合わせていないかもしれません。
(栗島主任)	
●●委員	結果として、草地植生ができるとシカを集めることになるので、周
	辺にシカの食害を助長するという結果にもなりかねません。その点に
	ついて、検討内容を教えてください。
事務局	申請の段階で事業者と協議いたしまして、通常、太陽光発電所です
(栗島主任)	と太陽光パネルを敷くところを(柵で)囲うのが、電気事業法の保安上
	のルールになります。太陽光パネルを敷かない法面につきましては、
	通常、(柵を)法尻に設置して、パネルを敷かないところには設置しな
	いものですが、今回事業者の方で、緑地しかない部分や法面も含めた
	外周を保安用の柵で囲ってもらうという形で、全面的に柵で囲われる
	ことになります。その柵に有刺鉄線をつけるので、シカが入らないよ
	うになっています。
	ただ、山での話になるので、低いところで入ってしまうことはある
	ため、先ほど説明した点検項目に基づく法面の点検等を行う際に、異
	常があれば、そのような点も含めて発見されると考えております。
吉﨑議長	公開部分で他にありますか。●●委員、お願いします。
●●委員	6月24日に出席できず、申し訳ございませんでした。
	もしかしたら皆様既に共有されていることかもしれませんが、先ほ
	ど●●委員がおっしゃられたように、(開発面積が)大変広い区域であ
	ることと、(盛土高について、原則)15mを60mにしなければならないこ
	と(懸念)がありますが、事業者が、主体的に、改めて熱海の土石流を
	踏まえた上で構造検討をしてくださった結果、今日のこの会議では、 
	より安全性を求めたものが提案されていると受けとめています。
	しかし、先ほど県の説明で、設計コンセプトがあるので、60mをベ
	一スとして構造検討されているということでしたが、他案を複数検討
	できなかったのか、という点を疑問として持っています。
	再検証することは大変すばらしいことですが、再検証をするとき
	に、基準に沿った構造と言いますか、設計コンセプトの変更というも
	のはなかったのでしょうか。
	県で構造検討され、先ほど説明にあったとおり、(基準に)適合して

いるということで、開発行為を認めることになり、今日の審議に至っているということでよろしいでしょうか。要するに、県が、この構造 検討の内容を了承していると受けとめて良いのでしょうか。

昨今の自然災害の激化に対しては、私たちの予測を超えていると思っております。そういったことから、基準をはるかに超える災害に対して、技術力によってどこまで対応できるのかという、専門分野ではないので申しわけないですが、心配をしております。

また、あと1点です。住民の理解ということで、熱海の土石流があってからというもの、私たちの周辺でも、様々な盛土問題が懸念されております。私たちの住宅地でもやはり同じような課題が住民の皆様から上がっています。ぜひ、開発行為に関わる構造的な検討課題を、住民の皆様と共有していただくという必要性を、私は求めたいと思っています。

# 事務局 (栗島主任)

先ほど●●先生がおっしゃった内容と重なる部分もあると思いますが、盛土の構造につきまして、15mを原則超えないというのが基準であって、60mというのは、はるかに超えているというところだと思います。こちらについては、「やむを得ず」というところが非常に判断の難しいところでして、その部分は、事業性、事業がどのように成立するか、という点に依らざるを得ないと考えております。基本的にこの案件だけではなく、従来から15mを超える場合もございまして、盛土高が15mを超える場合は、次の技術的基準によるということで、静岡県は、かなり厳密に、この15mを超えた場合の対応というものを(基準として)作っております。この、15mごとに独立した擁壁で区切るという考え方は、一つのまとまりとして、滑り面を15mごとに区切り、安全性を高めるという基準になっています。

15mを超える場合というのは、この案件だけではなく、(事例が)かなりあるということと、また超えた場合には、より厳密に、厳しいところまで(対策を)求めているというような形になります。その基準というのが下に書いてあるものになりますが、こちらについては、すべてクリアしている形になっております。

このため、委員がおっしゃったように、当然、審査者として我々の方も、この構造で基準適合であるというように判断しています。その適合したものに対し、「15m以下と書いてあるので、15m以下で見直さないと駄目ですよ」ということは、強制力を持って言える部分ではないということになります。

ただ、当然、当初から「基準は、原則15m以下になっています」と

<u> </u>	
	いうことは、指導をしてきております。
	2点目の件については、今後、事業者と話をする中で参考として伝
	えていきたいと思っております。
	この後、住民との合意形成に関しては、個別にお話する時間がある
	と思いますので、この部分について、突っ込んだ内容、具体的なお話
	等ありましたら、その時に頂戴できればありがたいです。
吉﨑議長	●●委員よろしいでしょうか。
●●委員	分かりました。
吉﨑議長	それでは、公開部分の質疑応答については以上にしたいと思います
	がよろしいでしょうか。
	特にないようですので、公開部分の質疑応答は以上といたします。最
	後にまた(審議の)機会がありますので、何か御発言があればその時に
	お願いします。
	それでは、続きまして、非公開部分の審議、質疑応答に移りたいと思
	います。傍聴者の皆様は、お配りした傍聴要領に基づき一旦退席をお願
	いいたします。
	(傍聴者退席)
吉﨑議長	それでは、非公開部分の審議、質疑応答に入りたいと思いますので、
	まずは事務局から説明をお願いいたします。
事務局	(非公開部分に係る説明)
(栗島主任)	
吉﨑議長	ありがとうございます。それでは、委員の皆様から御意見、御質問を
	いただきたいと思います。
	●●委員、お願いします。
●●委員	黄色いファイルの A3の審議の概要のところで、私の前回の意見に
	対する回答がいくつかあるのですが、それについて順番にいきたいと
	思います。
	(非開示情報)
	事業者は、(モニタリングを)完成後と工事期間中と両方やってくだ
	さるということですか。
事務局	この(説明スライドの)記載のとおり、許可後直近の調査予定時期に
(栗島主任)	1回やるという回答です。
	(非開示情報)
	このため、「直近の調査予定時期」という回答になっています。
●●委員	ということは、工事前にやっていただける訳ではないということで
	しょうか。

#### 事務局

そうですね。

#### (栗島主任)

伝え方として非常に難しい部分で、事業者の言い方としては、他法令 との調整がございますので、直ちに着手はないということで、基本的に は、着工前になるのではないかということ。

#### (非開示情報)

書面として出ているのは、ここまで(スライドを示す)。今、県と事業者との調整の中で、森林審議会での議論の内容も事業者に伝えていて、事業者は、「専門家からの意見に対しては真摯に受け止めて対応していきます。」という方針ではあるものの、最終的なゴールは、事業計画書や自然環境保全協定の中で、保全対策としてしっかりと書面に盛り込んでもらうことだと思っていますので、そこまではまだ至っていないという状況です。

#### ●●委員

はい。状況は分かりました。

今、おっしゃったように、書面としてきちんと残って、これがきちん と行われるということが絶対必要と思います。

#### (非開示情報)

前回の議事録の中にもありますが、森林審議会の求めるところとして、動植物の生息に影響があるような規模で森林が損なわれるのか、それとも残置森林ですとか、今回の場合は外周にさらに事業者が独自の保護地域を設けるということなので、そこがあれば、モニタリングをきちんとすれば、環境アセスに近いレベルで影響を抑えることができるのではないかというような議論もありました。

このため、モニタリングがどの程度きちんと行われるのかということは、すごく重要なところだろうと思いますし、私としては判断が難しいところだと思います。

#### 吉﨑議長

そこがこれから皆さんと議論したいところなのですが、前提として、 工事期間中、完成後のモニタリングというのが約束されないと、森林審議会林地保全部会として、「環境の保全」というところが確約された訳ではないので、開発許可の最終判断をする訳にはいかないということにするのか、それとも環境アセス等の結果を踏まえてしっかりと工事期間中、完成後も含めたモニタリングについて検討することと(意見を付して答申)するのは大きな違いがあるので、皆さんの御意見を(伺いたい)。

つまり、(答申の)事前に、貴重種の保護・保全を含めた環境保全のための対応がどこかで担保されないといけないのかどうかということについて、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

	申請図書においては、工事完了後のモニタリングを実施するつもり
	はないということですね。
事務局	そうです。
(栗島主任)	
吉﨑議長	それで、我々の前回の議論で、モニタリングが必要だという意見を
	踏まえて、「検討したい」と。これについては、森林審議会から意見
	が付されれば、自然保護課としても環境アセスの方にもこれを反映す
	るよう指導はするということで理解すればよろしいですか。
	正確にお伝えしますと、当方(森林法)としては、一般的事項として、
	行政指導として事業者に指導します。
	自然保護課としましては、自然環境保全条例という管轄する手続き
	がございますので、その中でしっかりと保全対策について事業者を指
	導し、協定を結びます。今、協定の内容について、協議しているところ
事務局	ですが、森林審議会の意見についても、専門家の御意見ということで、
(栗島主任)	希少種の保全ということに関しては、すごく重要なものという認識を
	してもらっていて、しっかり指導していただけるというように聞いて
	います。
	環境アセスは、自然環境保全条例とは別の手続きになりますので、も
	っと広く一般の方や専門家の意見を聴いて、事業者の努力によりそれ
	らを(事業計画に)反映していくものというように認識しています。
吉﨑議長	一応認識として理解したうえで、とは言え林地保全部会は独立して
	いるので、そういったまわりの情勢に関わらず、審査基準に則り、現在
	の事業者からの申請・見解が、環境保全の基準に相当しているかどうか
	この場で判断するということですね。
事務局	基準につきまして、県では許可相当と認識しているのですが、それ
(松野課長代理)	に対して専門的な意見をいただくと。
吉﨑議長	はい。最終判断は県の方で実施するけれども、ということですよね。
	それに対する技術的な意見を我々(森林審議会)は述べるということで
	すよね。
事務局	県の方で審査をして、基準には合っていると思っているけれど、それ
(松野課長代理)	に対する技術的な意見をいただくと。基準適否については、こちらでは
	適と判断しています。
吉﨑議長	そうなると、事業者が出してきた申請図書で、貴重種について、完了
	後の調査を実施しないということに対して、県としては、基準に適合し
	ていると判断していると解してよろしいですね。
	林地保全部会としては、工事期間中、完成後も(希少種のモニタリン

	グを)実施する必要があるという意見を持っていると。
事務局	そういった(基準に関わらず、専門的な)意見を出していただきた
(松野課長代理)	い。
吉﨑議長	意見をどういった形、文書にするかということですね。
事務局	はい。
(松野課長代理)	
●●委員	(非開示情報)
事務局	(非開示情報)
(栗島主任)	
●●委員	(非開示情報)
事務局	少々お待ちください。正確にお伝えします。
(栗島主任)	(スライドを提示。)
●●委員	(非開示情報)
事務局	はい。
(栗島主任)	
吉﨑議長	●●委員、いかがですか。
	先ほどの議論の中で、森林審議会としては、やっぱり、事前に、工事
	期間中、工事完了後のモニタリングが約束されるべきだということで
	意見を出すことになりますよね。
●●委員	アセスをやっていただけるという保証が今のところなさそうなの
	で、事業者にも、現在の(関係法令の)範囲の中で頑張っていただけたら
	と思います。
	(非開示情報)
	最低、モニタリングを実施して、どういう状況になったのかという記
	録だけは残していただきたいと思います。
吉﨑議長	ありがとうございます。他に非公開部分について、御意見はありま
	すか。
	非公開部分というのは、希少種の保全と、住民との合意形成・関係
	法令の対応状況というところですね。住民との合意形成・関係法令に
	ついても事務局から報告がありましたが、これについては、皆さんい
	かがですか。
	今日は、公開部分と非公開部分を分けて審議を行っているので、難
	しいところがありますが、今、この場で非公開部分を議論しておかな
	いと、後ほど、うまくいかないので、御意見がある場合は、遠慮なく
	おっしゃってください。
●●委員	認識の確認ということになりますが、黄色のファイルのインデック

1	ス5に市長の意見が書いてありまして、今のスライドで言うと④にあ
	たると思いますが、この「不同意」という言葉の意味合いが、読んで
	字の如くで良いのかということを教えていただきたいです。
	(非開示情報)
 事務局	事業者から書類が出てきたときに、その書類を見て、この事業に同
(松野課長代理)	意をするのか、不同意にするのかということが条例で決められていま
	す。
	/。   (非開示情報)
	不同意というのは、森林法の林地開発許可について不同意というこ
	とではなく、あくまでも条例上不同意という通知を出している。
	(非開示情報)
	事業者目線でこれを読み解くと、仮にここで林地開発許可が出たと
	しても、次に、不同意というところに対して、着手するためには、ここ
	をどうクリアして行くのかということがあると、そのような認識でよ
	ろしいですか。
事務局	はい。森林法については、事業に対してすべてのものを許可する訳で
(松野課長代理)	   はありません。あくまで、森林法の求める趣旨に則り、許可をするかど
	│ │ うかだけであって、また別途、例えば、水道水源保護条例ですとか、通
	   称再エネ条例など、必要なすべての法令の許認可や手続きを取らなけ
	れば、事業はできないものと考えています。
●●委員	ありがとうございます。理解できました。
吉﨑議長	森林法は、いろいろある許認可のうちの一つという理解ですね。
事務局	はい。
(松野課長代理)	
吉﨑議長	他に御意見、御質問ございませんか。
	●●委員、お願いします。
●●委員	先ほど、高盛土の断面図が出てきているのですが、そこは平面図にお
	いてどこの断面になりますか。
吉﨑議長	この敷地造成土工定規図は、平面図のどこの断面にあたるかという
	ことですね。
事務局	●●委員は、前回資料の赤ファイルをお持ちでしょうか。
(栗島主任)	
●●委員	はい。
事務局	赤ファイルの A3図面の右下に番号が振ってありまして、インデック
(栗島主任)	ス 1 ですと 11 ページに平面図がございますでしょうか。
●●委員	はい。

事務局	この図面に、沢の番号が振ってあります。次のページをみていただき
(栗島主任)	ますと、図面の標題に「地下排水工縦断図沢①、沢④」等と断面の位置
	が表示してあります。
	日新メガソーラーの方も、11 ページに同じ平面図があります。そし
	て、12ページ、13ページ、14ページと断面図を付けてあります。こち
	らで合わせていただければ、分かるものと思われます。
●●委員	ありがとうございます。
事務局	公開部分の技術的な内容については、また、傍聴者を入れたときに確
(栗島主任)	認の質問という形で伺います。
吉﨑議長	はい。ありがとうございます。他に御意見ございますか。
	もし、無いようでしたら、非公開部分の質疑応答は以上にしたいと思
	いますが、皆さんに御相談があります。
	本日の部会というのは、前回の6月の部会に引き続いて継続審議の
	部会となっています。本来でしたら、もう少し早く2回目の審議がある
	のですが、今回、7月の土石流災害が発生したこともあり、事業者によ
	る自主的な再検証が行われた結果、今回が2回目の審議となっていま
	す。
	皆さん、これ以上の御意見や御質問がなく、審議を尽くしたというこ
	とであれば、このまま答申案を作成する、つまり、森林法(第10条の2
	第2項各号)の規定に該当しないということで、林地保全部会としては
	認めることとして、答申案を作成するという手順になります。
	もし、皆さんの方で、まだ審議が足りない、もう少し確認、継続的に
	審議をしないと、森林法(第10条の2第2項各号)の規定には該当しな
	いとはならないということであれば、本日もう一度継続審議にして、次
	回、答申案を作成することになります。
	このことについて、皆さんの御意見を伺いたいのですが、いかがでし
	ょうか。もし、これでよいということであれば、本日中に答申案の作成
	に移りたいと思いますが、その辺りの御意見をどなたか御発言いただ
	けないでしょうか。
	●●委員お願いします。
●●委員	私の専門が関係するところから言いますと、森林法が求めているも
	のに、基準に適合しているか、していないかと言われると、適合して
	いるということになるので、答申をまとめて良いのかなと思います。
	ただ、いろいろと懸念事項はあるので、答申の中で懸念事項を指摘
	していくという形でよろしいのではないのかと思います。
吉﨑議長	はい。ありがとうございます。

	T
	他に、いかがでしょうか。●●委員いかがですか。
●●委員	先ほどの、モニタリングの要項を入れていただけるのであれば、そち
	ら(答申作成)に進んでも良いかと思います。
吉﨑議長	はい。●●委員、いかがですか。
●●委員	県の方で、適合されているというような判断が示されておりますの
	で、付帯(意見)を付けながら進めていただければと思います。
吉﨑議長	はい。●●委員、いかがですか。
●●委員	お話を聞いて、先ほどの●●委員の御指摘が引っかかるということ
	がございますので、そこのところを内容に入れていただければ、進めて
	もらって良いかと思います。
吉﨑議長	はい。●●委員、いかがですか。
●●委員	私も、モニタリングをしてから着手をしてほしいと、そこが気になっ
	ています。その言葉を入れていただければと思います。
吉﨑議長	はい。●●委員、いかがですか。
●●委員	皆さんの意見に同意します。言うまでもありませんが、盛土の危険
	性も国民が知識をアップデートしている状況なので、答申案の文面で
	どういう書きぶりにするかというところで、「極めて慎重を要する」
	という、私たちのメッセージが込められた言葉を抽出したいと思いま
	す。
吉﨑議長	皆さんからの御意見は、これで審議を終了して、次の手続きに進んで
	も良いということで、今日これから、答申案の作成まで頑張って行きた
	いと思います。これには、公開部分と非公開部分がありますので、今か
	ら 10 分ほど休憩時間を取りまして、休憩後にまず非公開部分について
	の答申案の作成をして、その後に、公開部分の答申案の作成という形を
	とりたいと思います。極力 12 時過ぎまでには終わりたいと思っていま
	す。少し時間が掛かってしまうかもしれませんが御了承ください。
	それでは、25 分まで一旦休憩とさせていただきますので、よろしく
	お願いいたします。
事務局	皆さんよろしいでしょうか。それでは、この後、非公開部分の答申
(水野班長)	案の作成に移りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
	会議を再開いたします。
吉﨑議長	それでは、非公開部分の審議から始めたいのですが、希少動植物の
	保全、地元との合意形成、関係法令の手続き等につきまして、どのよ
	うな意見を付するかということについて御意見をいただきたいのです
	が、ゼロから始めると時間も掛かりそうですので、事務局の方から、

	すので、よろしくお願いいたします。
	まず、希少動植物の保全ですけれど、「貴重動植物については生息
	状況を再確認し、事業者が責任をもって保護・保全するよう努めるこ
	と」というのを意見として付するというのが原案ですが、これについ
	て追加する文言の提案等、御意見があればお願いします。
	●●委員いかがでしょうか。もう少し具体的に書きますか。
●●委員	これを付帯意見の文言とするということですか。
吉﨑議長	そうです。その原案です。ここに文言を追加する必要があるかどう
	か御意見をいただきたいです。
●●委員	ここには、具体的なことはあまり書かないということでしょうか。
吉﨑議長	種名を書いてしまうと、最後に公開部分と合わせて付帯意見として
	出すときに難しいので、具体的な種名は書かない方が良いかと思いま
	すが。
●●委員	これ(原案)だと、弱いといいますか、「貴重種は大事にしようね」
	というような一般的なメッセージしか事業者に伝わらないような気が
	します。
	種名は入れないにしても、モニタリングを確実に行っていただける
	ような文章を入れたいと思うのですが。
吉﨑議長	例えば、「貴重動植物については、生息状況を再確認し、工事中及
	び供用後のモニタリングを実施」、工事前は「生息状況を再確認」で
	すよね。
	それでは、「貴重動植物(●●)については、生息状況を工事前に再
	確認し、工事中及び供用後においては、モニタリングを実施すること
	により、事業者は責任をもって保護・保全に努めること」、これでど
	うですか。
●●委員	そのモニタリングの結果を、自然保護課等に報告し、協定の中で協
	議を行っていくということをどこかに書いていただけますか。
吉﨑議長	どう書きますか。
●●委員	「また、」のような形で、下に書くのはいかがでしょう。
吉﨑議長	「また、モニタリングの状況は、逐次、関係部局へ報告し、対応に
	ついて指導を受けること。」
	貴重動植物(●●)としますか。これ、かっこ()は●●ではなくて、
	●●あるので(●●)をとっても良いですか。
●●委員	はい。
吉﨑議長	「貴重動植物については、生息状況を工事前に再確認し、工事中、供
	用後もモニタリングを実施することにより、事業者が責任をもって、保

	護・保全するよう努めること。」「また、再確認、モニタリングの状況に
	ついては、適時、自然保護関係部局へ報告し、保全措置等の対応につい
	て指導を受けること。」これでいかがでしょうか。
●●委員	
	はい。
吉﨑議長	「保護・保全するよう」ではなく、「保護・保全に」で良いか。
	文章におかしいところはないでしょうか。これで、我々の意図は十分
	伝わりますか。
●●委員	「適時」なのですが、●●場合、なるべく早くというのは、「適
	時」ですかね。●●に限らず、●●も、見つけたら早く報告、相談し
	てくださらないと、開発してしまえばそれで終わりといったようなこ
	とになりかねないので、タイミングはすごく難しいと思います。前回
	も、●●委員の御意見の中にあったと思いますが、自然保護課との協
	議のタイミングというのが、状況が変わったとき、結果が出たとき
	に、なるべく早く指導を受けたり、相談をしたりして欲しいというの
	は、「適時」でしょうか。
吉﨑議長	「適時」か「速やかに」か、どちらかでしょうね。
●●委員	「速やかに」と言っていただいた方が、安心感があります。
●●委員	(非開示情報)
事務局	(非開示情報)
(栗島主任)	
吉﨑議長	事業者からすれば、貴重な種が見つかったからと言って、事業地域
	を減らすというようなことは基本的にはないということですね。
●●委員	「状況について」でいいですよね。ここを「結果について」にして
	しまうと…。
●●委員	正確に書くのであれば、「モニタリングの状況を見ながら、変化が
	   あった場合は速やかに」というようなものが一番いいように思います
	が、やはり「適時」かな。
●●委員	最適なタイミングで報告してくださいということですよね。
 吉﨑議長	そういうことですね。
●●委員	「遅滞なく」でどうですか。
吉﨑議長	●●委員どうでしょうか。
●●委員	はい。
吉﨑議長	それでは、貴重動植物の保全については、これを案とします。
事務局	両方とも、「付帯意見」ということでよろしいですか。「付帯意
(松野課長代理)	見」と「指導事項」がありますが。
(14年) 林文10年/	元」 C '旧守中央」 N'の 7 み 7 N'0

吉﨑議長	「付帯意見」の方が強いですよね。
事務局	念のために、基本的な事項ですが、「付帯意見」は森林審議会の意
(松野課長代理)	見を構成する一部になります。「指導事項」は、森林審議会の意見の
	一部ではなくて、別途伝える留意事項のような形になります。
吉﨑議長	では、「付帯意見」の方が答申に付随するものということで、強い
	ということになる訳ですね。「指導事項」ですと、担当部局から事業
	者の方に伝える指導内容ということになるので、今の皆さんの意見の
	強さから言えば、両方とも「付帯意見」ということでよろしいです
	ね。
委員一同	はい。
吉﨑議長	ありがとうございます。では次に行きます。
	周辺住民等への説明ですが、「周辺住民等への説明について、事業計
	画や事業の進捗に応じた説明会を開催するなど、周辺住民の理解が得
	られるように努めること。」(が原案)ですけれど、追加する文言はござ
	いますか。
	特に異論はなさそうですね。皆さん、黄色のファイルのインデックス
	2番の A3を見てください。ここに原案が出ておりますので、こちらを
	見ながらお考え下さい。
●●委員	自治体が賛同していないといいますか、下田市から意見があったと
	思いますが、そういった自治体への協議や説明については、ここに記載
	しなくてよろしいでしょうか。
吉﨑議長	こちらについては、次の他法令の手続きの中で、「「静岡県環境影
	響評価条例」、「下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギーの調   
	和に関する条例」及び「水道水源保全条例」等、本事業にかかる関係
	法令を遵守すること。」「また、環境影響評価の結果により、事業計
	画の変更が必要になった場合は、林地開発許可にかかる必要な手続き
	を行うこと。」という文章で、先ほどの、下田市等が不同意というと 
	ころについては、しっかり遵守してくださいという文言を入れる予定
	なのですが、いかがでしょうか。
●●委員	条例を遵守するというのは勿論ですが、自治体からの理解というと
	ころも何か書いた方が良いと思うのですが、いかがでしょうか。
吉﨑議長	法令に遵守するだけではなくて、地元自治体といいますか、下田市
	の理解、行政の理解ということでしょうか。
	下田市の立場は、どういった立場でしょうか。下田市は、この開発
	を審査する立場でもありますか。今、反対を表明しているのは、下田
	市議会ですか。

事務局	下田市議会と、地元の稲生沢川流域問題研究会です。
(栗島主任)	
事務局	下田市議会は、正しく言うと「反対」という言葉は使っていなく 「大田市議会は、正しく言うと「反対」という言葉は使っていなく
(松野課長代理)	て、市条例に適合していないことを以て、「十分考慮したうえで、審
(拉野林及10年)	全、作業例に過日していないことを致て、「「カラ感じたりんで、番     査を行うことを強く要望する。」ということです。
 吉﨑議長	そうなると他法令のところは見合わないので、その前の住民等への
口啊硪女	
	説明の頭に、「地元自治体についても理解が得られるように」という
<b>市</b> 37 口	文言を入れられるかどうかですね。
事務局	森林審議会の御意見ですので、事務局の方で、入れないでくださ
(松野課長代理) 	い、入れてはだめです等と言うことはありません。最終的には、森林
	審議会の意見を踏まえて、県が許可条件をどうするかということを判
	断することになります。
吉﨑議長	「本事業計画地が属する自治体・周辺住民等への説明について」、
	これでどうですか。
●●委員	そうすると、最後の「周辺住民の理解が得られるよう努めること」
	とバランスがとれなくなります。
事務局	だだ、下田市は、不同意です。説明をしていただきたいというのはあ
(松野課長代理)	りますが、条例上、不同意です。そこが難しいところです。
吉﨑議長	条例上不同意なのに理解してもらえるよう努めること、というのも
	また変な感じですね。
事務局	特に、「進捗に応じた」となると、こちらが、事業が着工することを
(栗島主任)	前提に話をしているように見えますので。
●●委員	下田市について、(文言を)入れ込むのは難しいことが分かったの
	で、無くても良いかと思います。
吉﨑議長	おそらく、他法令との手続きのところで、法令遵守ということを付
	帯意見として付すので、これはすなわち、下田市の理解を得なさいと
	いうこととイコールになると理解してよろしいですよね。
	とりあえず、住民との合意形成のところには入れずに、こちらに法
	令遵守と書いてあるので、その心には、「ちゃんと下田市の理解を得
	てくださいね」ということが含まれていると解釈してもよろしいです
	か。
●●委員	良いと思います。
吉﨑議長	非公開事項は以上ですかね。これらはすべて「付帯意見」というこ
	とでよろしいですか。「貴重種の保全」と「周辺住民への説明」と
	「法令遵守」、よろしいですね。
	それでは、非公開部分の審議は、以上とさせていただきます。次

	は、公開部分の審議に入りますので、よろしくお願いします。
吉﨑議長	傍聴者の皆さん、お待たせしてすみませんでした。
	現在、審議はほぼ終了しまして、森林審議会林地保全部会として、ど
	のような意見を付するのかという議論をしております。その上でこれ
	から公開部分について、どのような意見を付するのかという審議を進
	めたいと思いますので、よろしくお願いします。
吉﨑議長	それでは、森林審議会において、森林法の中で、審議していく項目と
	して「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、それから「環境の保
	全」というようになっておりますので、順次進めたいと思います。
	まず、防災対策として、「①想定した雨量強度を超える豪雨があった
	場合も工事中も含めて、下流域の被害が軽減されるように、土砂や濁水
	の防止対策に万全を期すること」、「②工事に伴い発生する土砂、伐採木
	が下流域への災害の発生源とならないように、伐採の手順等、適切な処
	理を行うこと」、「③主要な防災施設の施工にあたっては、盛土材及び基
	礎地盤の土質や表流水及び湧水の有無を適切に把握し、これらを踏ま
	えた設計・施工を行うこと」というのを原案にしております。
	先ほど言いましたように、この黄色いファイルのインデックスの2
	の部分を参考にしながら、委員の皆さんの御意見をお伺いしたいと思
	いますがいかがでしょうか。
	まずは、●●委員の御意見をお伺いしたいのですが、いかがでしょう
	か。
●●委員	最初の文章(①)については、私もこういった文章が必要だと思いま
	す。今、想定しているのが、3年確率の雨量ですか。3年確率という
	とすぐ起こってしまうような降雨で、その基準を満たしていればいい
	という話ではないように思います。やはり、何十年確率という、降雨
	でも対応できるような対策をとっていただく必要があるのかなと思い
	まして、こういった文章が必要だと思います。
森林保全課	今の3年確率について補足で説明させていただきます。それぞれ施
(栗島主任)	設によって想定する降雨量が変わりまして、先に説明しました洪水調
	整池につきましては、林地開発許可審査基準(に基づく)30年(確率)の
	設計になっておりまして、こちら市土地利用事業にかかるということ
	で 50(確率)年の設計になっております。
	表面の排水施設につきましては、先ほど法尻に排水(施設)を入れま
	すというようなことをお伝えしましたが、そちらにつきましては 10 年
	確率です。
	3年確率というのは、地下に入っている暗渠管です。地下暗渠の能力

	が、施工中、特に水が集まるということで、施工期間を勘案しまして、
	3年ということで設計されています。以上補足させていただきました。
●●委員	もちろん洪水というのも災害になるとは思うのですが、やはり家屋
	が破壊されたり、人命が失われるというのは、土砂災害が大きいのかな
	と思うので、そう考えると、排水は大変重要だと思います。
	3年というのが、工事中最もリスクが高まるのはわかるのですが、そ
	れにしても、やはりもう少し余裕を持ったというか、大きな雨があって
	も、被害が起きないような対策を講じる必要があると思います。
吉﨑議長	はい。文章としては、「想定した雨量強度を超える豪雨があった場合
	も」という文章が入っていることで、●●委員がおっしゃったような意
	図は表現されているという理解でよろしいですね。
	2項目(文章②)、3項目(文章③)について、何か追加する文言等
	ございますか。
●●委員	2番目(文章②)については、伐採もそうですけど、土工の手順も考
	えた方がいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。
事務局	補足になりますが、こういった大規模な事業になりますと、どうして
(栗島主任)	も下から道を開けていって、流域を変えながら山を切って谷を埋めて
	ということになりますので、それぞれ要所要所で、施工中の防災計画を
	提出させておりまして、その中で仮設の防災計画を審査しております。
	その上で、そういったことが適正に履行されないと災害のおそれに繋
	がりますので、こちらとしても重要と考えておりまして、(許可の)施行
	後についても指導して参る所存です。
吉﨑議長	他にございますか。御意見あるようでしたらお願いします。
	特に追加の文言等がないようでしたら、災害・水害(の防止)について
	は、この文章をもって、(意見を)付するということにしたいと思いま
	す。
●●委員	「シカの食害対策を行う等により確実に緑化を行う」という文言があ
	ったと思うのですが、それは削るということなのでしょうか。
吉﨑議長	シカの食害ですね。これ、どうしましょう。付帯意見にしますか、そ
	れとも指導事項にしますか。
●●委員	緑化を確実に行うということも、1項目あるといいのかなと思いま
	した。
吉﨑議長	なるほど。(付帯意見に)入れましょうか。指導事項というよりは、ど
	ちらかというと、土砂流出防止という目的なので、今回はそれをしっか
	り入れていただくということにしたらいかがでしょうか。
	●●委員から御意見をいただきましたが、「法面等については、シカ
	I

	の食害対策を行う等により、確実に緑化を行い、土砂の流出防止に努め
	ること」という文言を、先ほどの案の中に並列で加えます。
●●委員	はい。ありがとうございます。
吉﨑議長	災害・水害の防止については、これで御了解いただいたということに
	させていただきます。次は、景観の方、いいですか。
	環境の保全のうち、景観保全についても、●●委員から御意見をいた
	だいていたと思いますので、景観対策について、「主要道路等からの景
	観保全について、工事中の景観阻害が最小限となるよう努めること」と
	いう文言を入れさせていただこうと思っているのですが、●●委員い
	かがでしょうか。
●●委員	計画のシミュレーション等が出ていないのでわからないのですが、
	先日現地調査を行った上では、鉄塔とか送電線等の太陽光パネル建設
	事業に付帯する施設についての景観を一体的に保全していただきたい
	と考えています。景観阻害のみならず景観改変が最小限になるよう
	な、配慮が必要というような文言も入れていただきたいと思っており
	ます。
	また、現地では見えにくかったのですが、先ほども大きな土地の改
	変が予測され、南面に向きます。そういったことから、今後、景観阻
	害が起きないという保証はないので、文言を入れていただければと考
	えています。
吉﨑議長	「景観阻害、景観改変が最小限となるよう努めること」という文言を
	入れましたが、さらに、鉄塔や送電線等を含めて、というような具体的
	な指摘が必要でしょうか。
●●委員	パネル建設をして、送電線とか鉄塔が建ってくる可能性が(ありま
	す)。そうでなければ電気が繋がりませんので。
	必ずこの鉄塔·電線がどのように建つのかということが、大きな景観
	阻害になってくると考えています。その文言を入れてください。
吉﨑議長	主要道路等からの景観保全について、「送電線や鉄塔を含めて…」。
●●委員	太陽光パネル建設に伴う付帯の施設ですよね。
	付帯の施設についての景観阻害、景観改変が最小限となる(という文
	言を入れていただきたいです)。 
吉﨑議長	「付帯施設を含め、工事中の景観阻害、景観改変が最小限となるよう
	努めること」これでいかがですか。 
●●委員	付帯施設というのは、コンディショナーのような施設内に建設され 
	│ る施設・工作物ではありません。 │
吉﨑議長	もっと大きなスケールで、鉄塔や送電線等のことでしょうか。

●●委員	はい。電線は埋設するという工法もありますけれども、どのように
	整備されるのか把握できませんので。具体的に入れていただいた方が
	良いかもしれません。
事務局	鉄塔につきましては、この事業者が建てるものではなく、他の事業者
(松野課長代理)	が建てるということです。鉄塔自体は、この事業者は建てないとのこと
	です。
●●委員	事業地の中であっても(他の事業者が建設するのか)。
事務局	事業地の中は、埋設になると聞いています。
(栗島主任)	
吉﨑議長	事業地の中では埋設。
事務局	鉄塔自体は、本事業では計画されておりませんので、別の送電事業者
(松野課長代理)	が建てることとなっています。
●●委員	パネルの電気を送電するにあたって、(鉄塔を建設する)事業者は別
	だとおっしゃるのですが、その方たちに対しては、どのように助言させ
	ていただくことができるのでしょうか。
事務局	法律上は、林地開発許可を取ろうとする者以外の方には、効力は及び
(松野課長代理)	ません。もし、言うのでしたら、事業者から、その関係業者に意見を伝
	えて、お願いするという程度が、限界だと思います。
●●委員	今回の事業のために、鉄塔や送電線を追加する工事が行われるとい
	うことですか。
	それとも既存の鉄塔や送電線に、今回の事業地からの電気が送られ
	るということですか。
	今回、事業地外に送電線や鉄塔が新たに作られるかどうか。
事務局	最寄りの鉄塔から引き込み線を、川の対岸から繋げるような設計に
(栗島主任)	なっておりまして、山の尾根に鉄塔が出てくることになります。
●●委員	(鉄塔が) 新たにできるということですか?
事務局	はい。
(栗島主任)	●●委員から、今の御意見を事前に伺っていたものですから、そちら
	の手続きについて確認したところ、景観法、景観条例でしょうか、下田
	市は持っております。その手続きがかかるということで、下田市が引き
	込み線の電気事業者と、しっかり協議をして担保されるということを
	確認しております。
吉﨑議長	事業地外のことについては、別途下田市の条例があるので、こちらの
	方で対応していただけるのではないかという説明でした。
●●委員	事業者が違うと、法的な制約が加えられないということなのですが、
	適切な景観を担保するということは、これだけ大規模な開発が行われ

	るなかで、この鉄塔の存在、送電線の問題、大きな(景観)改変が起き
	ると考えます。
	よって、やはり県から下田市に、一体的な景観保全をしていただくよ
	うに依頼してください。
吉﨑議長	その件については、付帯意見に入れるというよりは、指導事項に入
	れる方が適切でしょうか。
●●委員	指導事項でもよろしいのですが、送電線、鉄塔がなければ、この太
	陽光パネルは電力を送電できないので、事業者が違うからという(こ
	とで済ませるのではなく)、その辺について、景観保全されるような
	担保をしていただきたいと考えます。
吉﨑議長	鉄塔や送電線が、事業地内に追加されるわけではないので、付帯意
	見として、そこまで踏み込むのはなかなか難しいのではないかと。一
	方で、下田市には景観法、景観条例があるので、そのことを事業主と
	して遵守してくださいということを、指導事項として入れる、という
	対応でどうでしょうか。
●●委員	承りました。それでよろしいです。きちんと下田市に伝えてくださ
	い。ただ、(指導事項とするのは)事業地外の部分だけにしてください。
吉﨑議長	付帯意見としては、「主要道路等からの景観保全について、工事中の
	景観阻害、景観改変が最小限となるよう努めること」ということにさせ
	ていただきまして、指導事項として「鉄塔や送電線を含む付帯施設につ
	いては、下田市景観条例等に従って、手続きを進めること」と、このよ
	うにさせていただきます。ありがとうございました。
事務局	景観条例は、正式名称を確認し、答申に反映させていただきます。
(栗島主任)	
●●委員	はい。ありがとうございます。
吉﨑議長	最後に「農業用水の保全」についてです。
	農業用水については、森林法に定める林地開発許可の4要件のうち
	「水の確保」に該当するので、項目としては「水の確保(農業用水の
	保全)」という形で、書かせていただきました。
	原案としては、「八楠川流域の農業用水について、開発による影響
	を把握するため、開発前、開発中及び開発後の水量及び水質のモニタ
	リングを行うこと。 仮に、開発中及び開発後に、開発前と比較し水
	量及び水質の変化が認められた場合は、事業者が責任を持って水量及
	び水質の保全措置を行うこと。また、前記のモニタリングの結果や保
	全措置について、農業用水利用者に周知するとともに、農業用水利用
	者の理解が得られるよう努めること」の3点を、付帯意見としたいと

	思いますがいかがでしょうか。
	特に追加する文言等はありませんか。
	はい。では、どなたも手が挙がってないようですので、この文言で進
	めたいと思います。よろしいですね。ありがとうございます。
事務局	送電線・鉄塔の景観に関する指導事項以外は、全て付帯意見というこ
(栗島主任)	とでよろしいでしょうか。
吉﨑議長	送電線・鉄塔の景観に関する意見は指導事項とさせていただきます
	が、それ以外の内容については、全て付帯意見ということでよろしいで
	すね。
(各委員)	(異議なし)
吉﨑議長	はい。ありがとうございます。
	委員の皆さんからの御意見をいただきながら付帯意見と指導事項が
	まとまりましたので、最後にもう一度通しで読み上げますので御確認
	をお願いします。
	(災害の防止・水害の防止)
	〇想定した雨量強度を超える豪雨があった場合も、工事中も含めて下
	流域の被害が軽減されるように、土砂や濁水の防止対策に万全を期
	すこと。
	〇工事に伴い発生する土砂、伐採木が下流域への災害の発生源となら
	ないように伐採・土工の手順など適切な処理を行うこと。
	〇主要な防災施設の施工に当たっては、盛土材及び基礎地盤の土質
	や、表流水及び湧水の有無を適切に把握し、これらを踏まえた設
	│ │ 計・施工を行うこと。
	   ○法面等については、シカの食害対策を行う等により、確実に緑化を
	行い、土砂の流出防止に努めること。
	(水の確保(農業用水の保全))
	〇八楠川流域の農業用水について、開発による影響を把握するため、
	開発前、開発中及び開発後の水量及び水質のモニタリングを行うこ
	と。
	〇仮に、開発中及び開発後に、開発前と比較し水量及び水質の変化が
	│ │ 認められた場合は、事業者が責任を持って水量及び水質の保全措置
	を行うこと。
	○また、前記のモニタリングの結果や保全措置について、農業用水利
	用者に周知するとともに、農業用水利用者の理解が得られるよう努

	めること。
	(環境の保全(景観対策))
	〇主要道路等からの景観保全について、工事中の景観阻害・景観改変
	が最小限となるよう努めること。
	〇(指導事項)鉄塔、送電線を含む付帯施設については、「下田市景観
	まちづくり条例」に従って手続きを行うこと。
	(環境の保全(貴重種の保全))
	〇貴重動植物については、生息状況を工事前に再確認し、工事中、供
	用後もモニタリングを実施することにより、事業者が責任を持って
	保護・保全に努めること。
	〇また、再確認・モニタリングの状況については、遅滞なく、自然保
	護関係部局へ報告し、保全措置等の対応について指導を受けるこ
	と。
	(周辺住民等への説明)
	〇周辺住民等への説明について、事業計画や事業の進捗に応じた説明
	会を開催するなど、周辺住民の理解が得られるよう努めること。
	(他法令の手続き)
	〇「静岡県環境影響評価条例」、「下田市自然環境、景観等と再生可能
	エネルギー発電事業との調和に関する条例」及び「下田市水道水源
	保護条例」等、本事業にかかる関係法令を遵守すること。
	〇また、環境影響評価の結果により、事業計画の変更が必要になった
	場合は、林地開発許可にかかる必要な手続きを行うこと。
(各委員)	(異議なし)
吉﨑議長	ありがとうございます。では、これを最終案とさせていただきます
	のでよろしくお願いします。
	それでは、下田市加増野、下田市横川の太陽光発電施設の設置に関
	する林地開発許可につきましては、森林法第10条の2第2項各号の規
	定に該当しないと認められるということで、答申をいたします。
	その上で付帯意見と指導事項を付して、答申とするので、よろしく
	お願いいたします。
吉﨑議長	今回、包括諮問に係る答申報告はありませんので、令和3年9月林地
	保全部会における個別諮問案件の指導事項に対する対応について事務
	局の方から報告をお願いします。
事務局	それでは、令和3年9月林地保全部会における個別諮問案件の指導
(水野班長)	事項に対する対応について、御報告いたします。

	(指導事項、事業者の対応状況について報告)
 吉﨑議長	ただいま事務局の方から、前回の個別諮問案件の指導事項について、
口門我又	たたいな事物周のガがら、前回の個別品間采作の指導事項について、   対応状況を報告いただきました。
	これらの指導事項につきまして、引き続き事業者を適切に指導いた
	だきまして、他の案件の指導にも同時に生かしていただけるように、よ
	ろしくお願いいたします。
 吉﨑議長	最後に、次回審議会の開催予定ですが、今回、委員の改選があり、次
口門我又	回以降、この部会も新たな構成となります。
	固め降、この配会の新たな構成となりより。   このため、新たな構成員が正式に指名され次第、事務局から各委員に
	開催予定日を連絡することとしてください。
 事務局	了解しました。
(水野班長)	
古﨑議長	
事務局	事務局からは、この他に連絡事項はございません。
(水野班長)	ず物内がりは、この他に连帖事項はこといるとが。
吉﨑議長	
口門我又	事務局におかれましては、個別諮問案件の付帯意見、指導事項に対す
	る事業者の回答など、次回の部会の席上で御報告願います。
	本日の議事録ですが、事務局で取りまとめ後、●●委員に議事録署名
	人をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。●●委
	員よろしいでしょうか。
●●委員	はい。
吉﨑議長	
事務局	このメンバーで御審議をいただくのは今回が最後になりますので、
(水野班長)	吉﨑議長から一言御挨拶いただけますと幸いです。
吉﨑議長	(挨拶)
吉﨑議長	- それではすべての議事が終わりましたので、議長の任を解かせてい
	ただきまして、事務局の方にお返ししたいと思います。
事務局	- 吉崎部会長、ありがとうございました。
(水野班長)	   以上で閉会となりますが、最後に、事務局を代表しまして、宮崎森林
	│ │保全課長から、皆様に、お礼を申し上げます。
事務局	(挨拶)
(宮崎課長)	
事務局	以上をもちまして、令和3年度静岡県森林審議会第3回林地保全部
(水野班長)	会を閉会いたします。
	長時間にわたり、ありがとうございました。